

第2回 奈良の木利用拡大検討委員会

施策説明資料

H26. 10. 27

奈良県

目標値(県産材生産量)の設定について

H25実績 148千m³
(A材:129千m³ B材:8千m³ C材:11千m³)

H32目標 250千m³
(A材:148千m³ B材:44千m³ C材:58千m³)

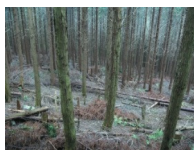
【内 訳】

①現在、搬出されている木材(H25実績)

A材129千m³ B材8千m³ C材11千m³ (計148千m³)

②現在、林地に放置されている間伐材のなかで、架線集材、高性能林業機械による車両系集材により、A・B・C材全て出すことにより搬出される木材(推計)

A材9千m³ B材30千m³ C材38千m³ (計77千m³)



③奈良型作業道の整備推進に伴う、第一種木材生産林からの増産(既設団地 9団地 195ha)

A材 4千m³ B材 3千m³ C材 3千m³ (計10千m³)



④儲かる林業施策提案による新たな増産

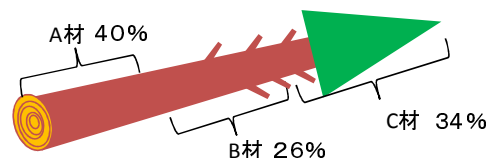
(施策実施森林200ha(毎年35ha)の開拓)

A材 6千m³ B材 3千m³ C材 6千m³ (計15千m³)



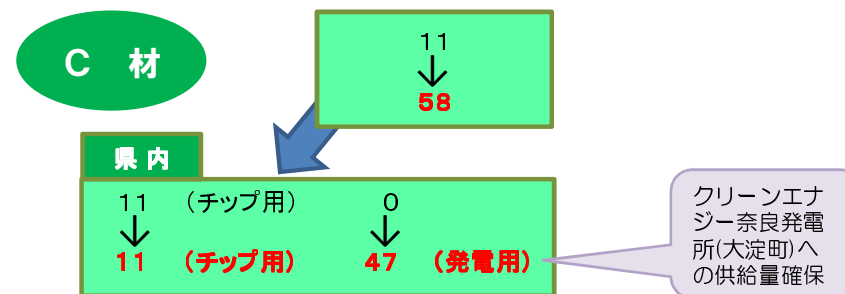
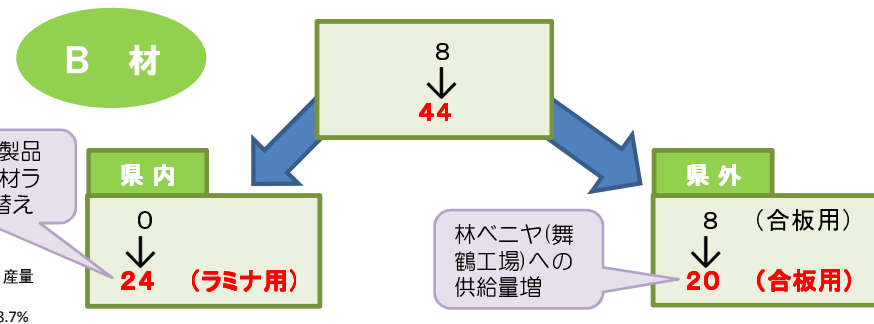
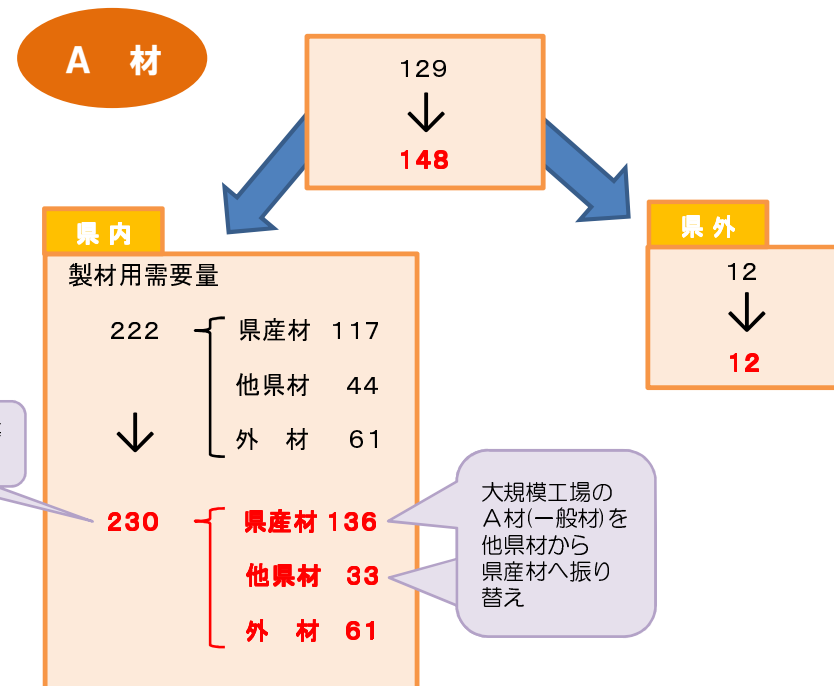
①+②+③+④

A材 148千m³ B材 44千m³ C材 58千m³ 合計 250千m³



目標値の需要先内訳について

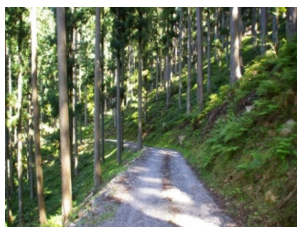
素材換算ベース (単位:千m³)



○奈良型作業道の整備推進(南部地域における補助対象面積要件の緩和を検討)

事業の内容

奈良型作業道の開設重点支援



通常補助率68% → 傾斜に応じ県独自に81%~88%へ嵩上げ

その他優先支援

利用間伐に係る経費の補助

架線集材施設の設置に係る経費のモデル的補助

林業機械のレンタルに係る経費の補助

林業機械の導入に係る経費の補助

・施業プランの立案などに関する研修
・作業道及び木材生産に関する実践研修

見直し検討

事業の内容の拡充

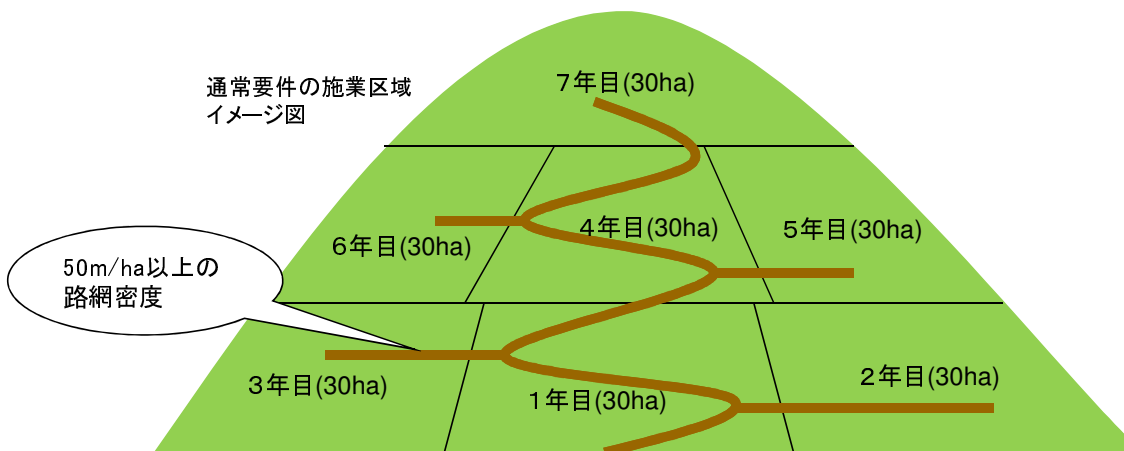
架線集材施設の設置に係る経費の補助

本格実施

現在の採択要件

- 第1種木材生産林
- 利用間伐面積200ha以上(北部・東部地域は100ha以上)
- 奈良型作業道の路網密度50m/ha以上
- 年間利用間伐面積30ha以上(北部・東部地域は15ha以上)

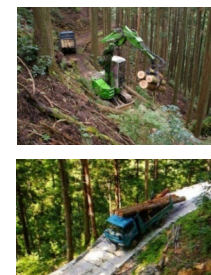
通常要件の施業区域イメージ図



見直し検討

採択要件の拡充

- 第1種木材生産林
- 全ての地域で利用間伐面積100ha以上
- 奈良型作業道の路網密度50m/ha以上
- 全ての地域で年間利用間伐面積15ha以上



○間伐材搬出支援(奈良県独自)の拡大(補助対象をA材のみからB・C材への拡大を検討)

木材生産林



補助対象
A材(建築用材)
<径14~40cm>



間伐材は搬出経費が割高となり、市場へは供給されにくい状況であるため、間伐材の積極的な搬出・利用に取り組む森林組合・認定林業事業体に支援

見直し検討

補助対象
A材(建築用材)

+

補助対象の拡大
<径40cm以下>

B材
集成材ラミナ
合板用材



C材
パルプ
チップ用材



県

定額:2,000円/m3の出材助成

+

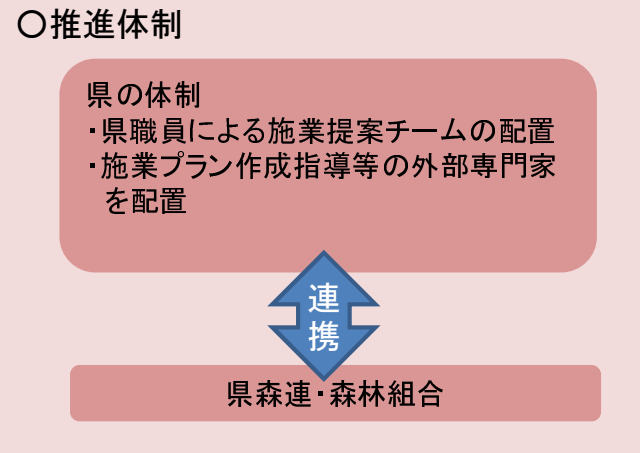
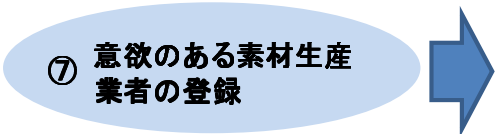
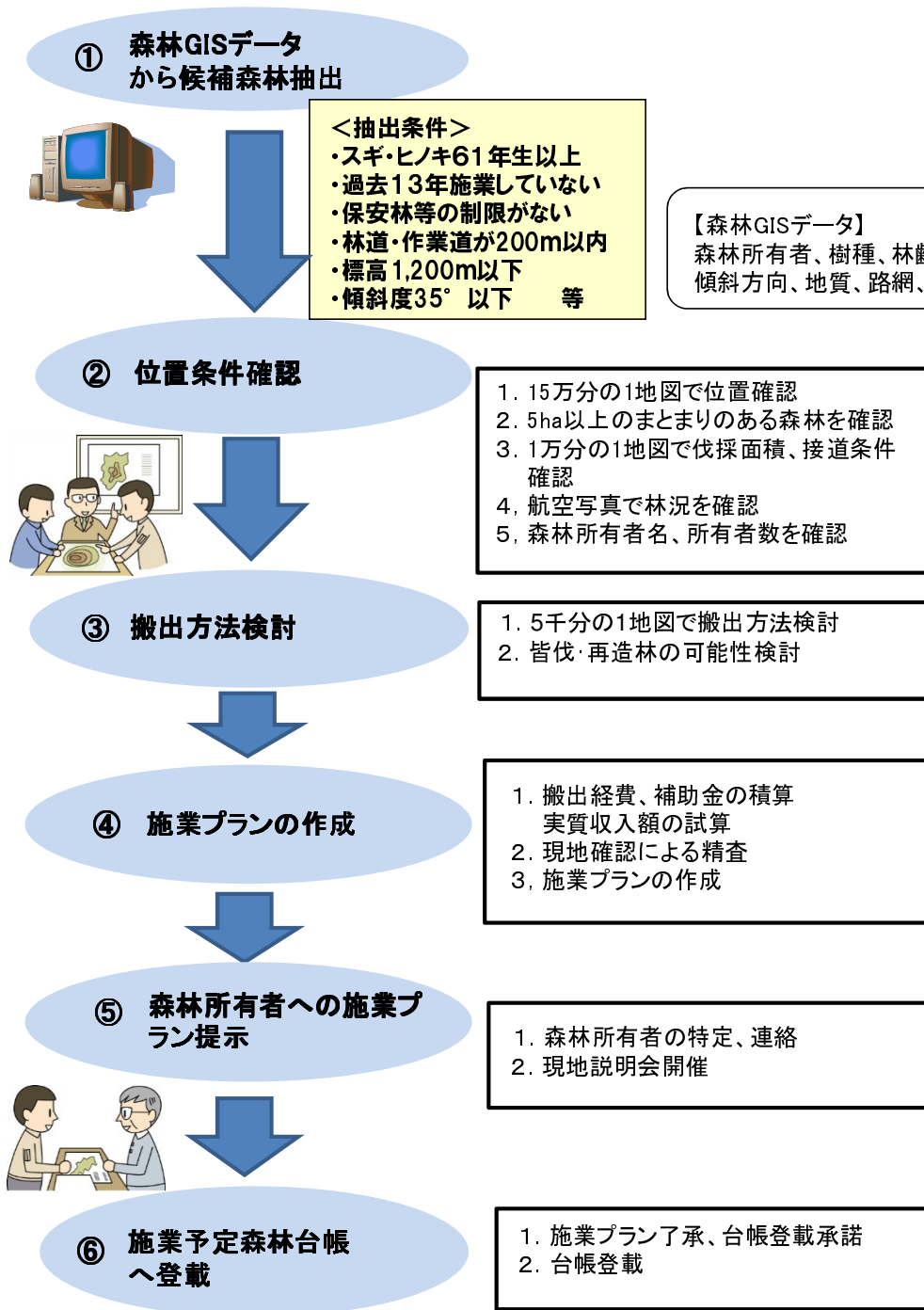
市町村

定額:1,500円/m3以上の出材助成

3,500円/m3以上の出材助成

補助対象事業者
森林組合、認定事業体

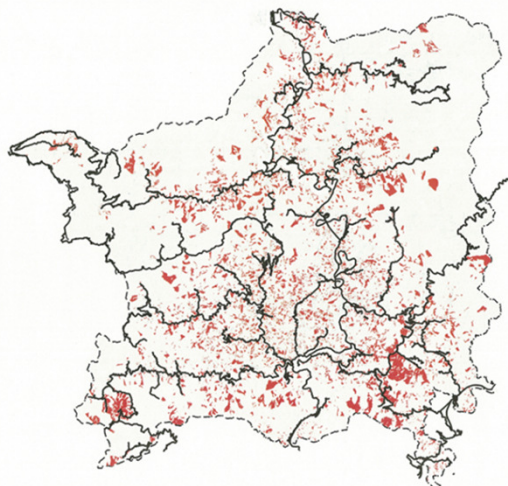
○「儲かる林業施業を新たに提案」する体制の整備



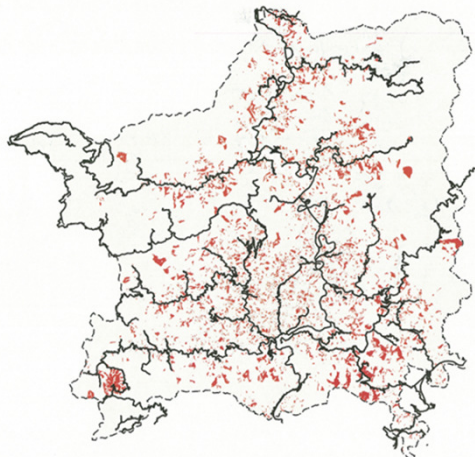
候補森林の抽出フロー（イメージ）

① 森林GISデータから候補森林抽出

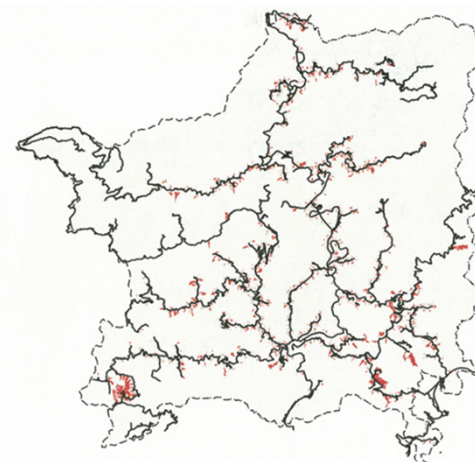
1) 「スギ・ヒノキ61年生以上の森林」を抽出



2) うち、「過去13年間の施業履歴がない森林」かつ「保安林等の伐採制限のない森林」を抽出

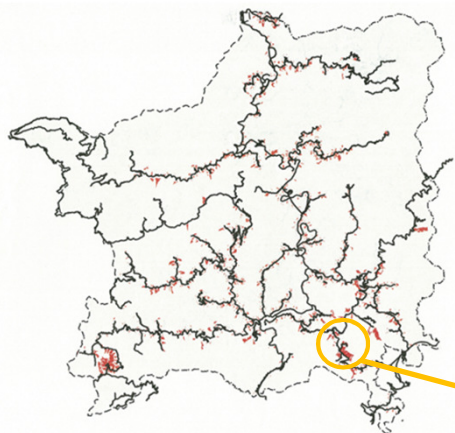


3) うち、「林道・作業道等の林内路網から200m以内の森林」を抽出

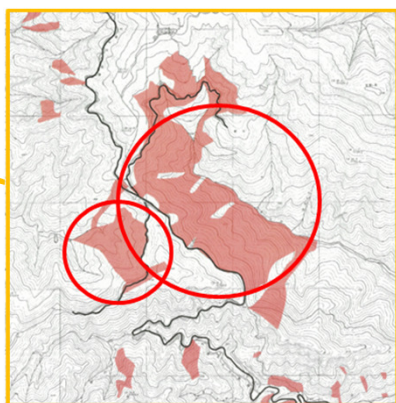


② 位置条件確認

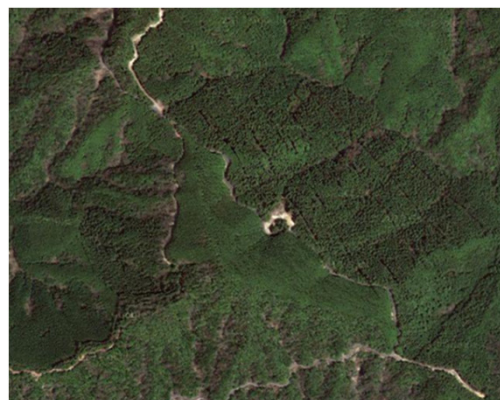
1) 15万分の1地図で位置の確認



2) 1万分の1地図で、収益面で有利な5ha以上のまとまりのある森林を確認
同森林について、伐採面積・接道条件等を確認

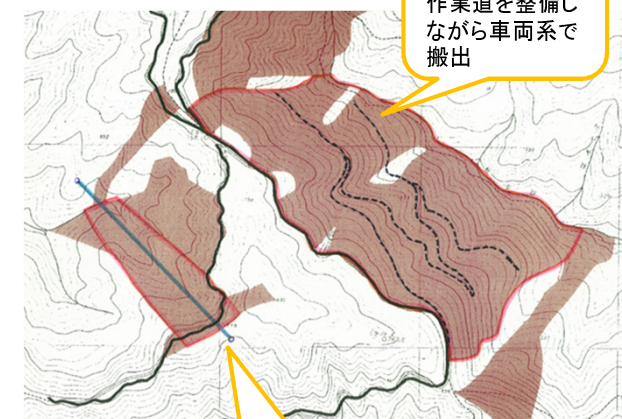


3) 航空写真で林況を確認



③ 搬出方法検討

1) 5千分の1地図で搬出方法を検討



団地①
(30ha以上)
作業道を整備しながら車両系で搬出

団地②
(5ha以上)
索道を張り、架線系で搬出

○工場直送体制を支えるA・B・C材仕分け機能等の確保

全幹出材 → 製材工場・合板工場・チップ工場等へ直送

・山土場における素材生産事業者の仕分け機能確保

仕分け基準(樹種・寸法・形状)や土場での効率的仕分け方法等にかかる研修実施を検討

全幹出材 → 中間土場 → 製材工場・合板工場・チップ工場等へ直送

・効率的物流を確保する中間土場の確保と中間土場での仕分け機能の確保

中間土場の設置及び運営方法について検討

○素材生産力の強化

○新規労働者の確保・育成

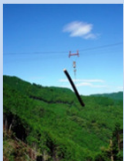


緑の雇用事業の活用

- ・就業準備給付金の給付
- ・現場技能者育成研修

○林業技能者の技術向上研修

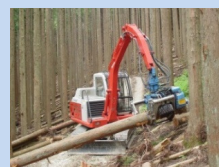
架線操作技術の向上



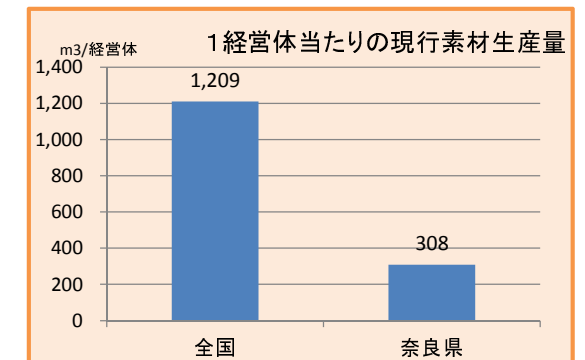
高性能林業機械操作技術の向上



○高性能林業機械等の導入支援



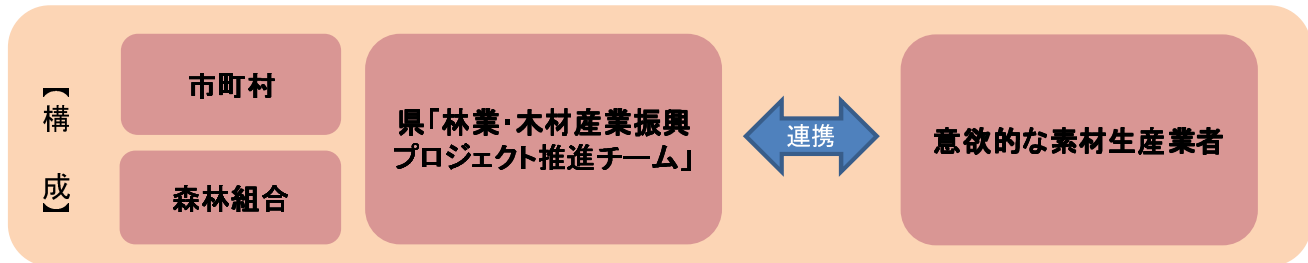
儲かる林業施業提案により安定的に施業森林を開拓・提供



○素材生産力拡大会議の設置について

素材生産量の拡大を図るためには、素材生産事業者の体質強化が必要

このため、県内の意欲的な素材生産事業者と県、市町村、素材生産に積極的な森林組合が参画する「素材生産力拡大会議」を設置・運営



- 【構成】**
- 市町村
 - 森林組合
 - 県「林業・木材産業振興プロジェクト推進チーム」
 - 意欲的な素材生産業者
- 【連携】**
- ①素材生産力強化に意欲的な事業者の発掘
 素材生産状況調査の実施(毎年度)
 調査内容:素材生産事業者名、主な活動地域、年間素材生産量(皆伐・間伐別)、雇用労働者数、林業用機械保有状況 など
 - ②素材生産力強化に向けた課題の洗い出しと支援強化内容の検討
 事業量の確保に向けた営業力強化、労働者の確保及び林業用機械新規取得のための資金力などの課題について把握
 洗い出した課題の解決に向けて、必要な支援策を検討
 - ③素材生産事業者の連携の推進
 連携に意欲的な一人親方等小規模事業者をマッチング
 新規就労者の確保活動や技術力向上研修(OJT研修)等を共同実施
 - ④市町村及び森林組合との連携による素材生産事業への新規参入者の発掘
 意欲のある地域の森林組合や建設業者などが新規参入するうえで必要な支援策を検討

【実現すべき課題】

- 意欲的な素材生産事業者の生産力拡大
- 一人親方等小規模事業者の共同・連携の推進
- 地域の建設業者など新規参入事業者の発掘

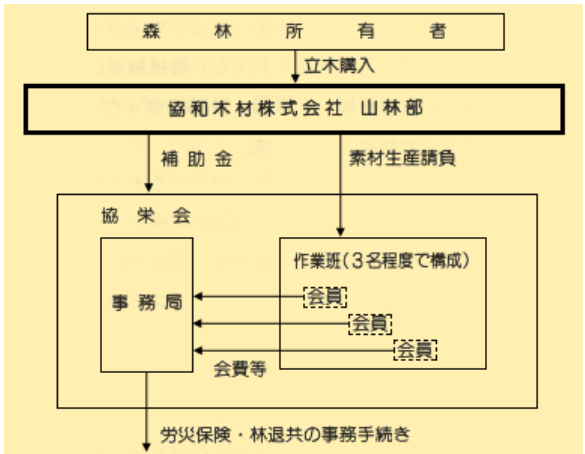
<他県の事例>

○全国素材生産業協同組合連合会

- 【設立年度】昭和50年度
- 【設立目的】
 - ・全国の素材生産業者の相互の連携を密にし、業界の組織化を推進し、素材生産の担い手として発展すること
 - ・会員及び傘下の素材生産事業体が、素材の生産・流通を通じて、川上と川下をつなぐ重要なパイプ役として国産材振興に資する
- 【会員数】全国の21組合が会員、全組合員数569名

○協栄会（福島県・協和木材株式会社の下請組織）

- ・一人親方の任意団体
- ・会員60名
20代～60代の幅広い年齢構成
- ・労災保険、社会保険、年金など福利厚生面の充実
- ・会員3名程度を1組として、協和木材(株)より、素材生産を請負
- ・熟練労働者と若年労働者とがセットで作業することで、技術を継承



○皆伐方式による素材生産の検討

これまで間伐中心の林業を行ってきたが、以下の理由等から皆伐の実施について検討を進める必要がある。

- ・多くの森林資源が伐期を迎えているなか、将来に向けて持続可能な林業を実現するには、伐採・再造林により森林(人工林)の元気なサイクルを回すことが必要
- ・儲かる林業を拡大するには、搬出コストが有利な皆伐・全幹集材の実施を進めることが必要

しかし、

- ・材価の低迷から、再造林・育林に必要な経費が捻出できない
- ・再造林しても鹿害が広がっており、その対応が経費的に困難
- ・無計画な皆伐の拡大や再造林の放棄等により土砂災害の発生など森林環境の崩壊が懸念される



- ・皆伐施業社会実験の実施を検討
- ・奈良県の実情を踏まえた皆伐等施業実施マニュアル等の検討
 - 〔 森林の土壌、地位、傾斜、接道条件等を踏まえた施業方法決定フローの策定
植栽本数の少ない造林方法及び天然更新等の検討
効果的な獣害防止方法の研究・PR など
〕
- ・皆伐後の再造林にかかる支援施策の検討 など

○川下・川中・川上をつなぐ木材需給量コーディネート機能の構築

・川下・川中のユーズを掴んでいる県内の製材関係事業者等による「県産材需要連絡会議」を組織し、定期的に需要情報を把握。この情報に基づき、川上側の素材生産者が参画する「県産材生産・供給連絡会議」において県産材生産計画を作成。

県産材需要連絡会議(川中・川下)

県産材の利用拡大に意欲的な県内事業者

- ・県内の大規模製材事業者
- ・県内プレカット事業者
- ・集成材事業者 など

県木連

ニーズの
把握

奈良県「林業・木材産業振興
プロジェクト推進チーム」

需要ニーズを
生産計画に反映

県産材生産・供給連絡会議(川上)

協定締結素材生産者

施業提案同意森林所有者

県森連

状況把握
調整

奈良県「林業・木材産業振興
プロジェクト推進チーム」

○大型の民間建築物等への県産材利用拡大方策の検討

県産材の利用について条例に規程している他県の事例

- 森林づくり等基本条例で規定【7県】: 奈良県・静岡県・長野県・岐阜県・三重県・和歌山県・宮崎県 → ただし、全て努力規定
- 木材利用推進条例で規定【2県】: 茨城県・徳島県 → ただし、全て努力規定
- 地球温暖化防止条例で規定【10県】: 北海道・秋田県・神奈川県・群馬県・山梨県・石川県・滋賀県・京都府・和歌山県・熊本県 → 京都府のみ義務規定

○京都府地球温暖化対策条例について

- ・平成18年4月制定
- ・平成22年4月改正 府内産木材等の使用を義務づけ(平成24年4月1日以降の建築確認申請より適用)
- ・制度の目的 建築物に係る温室効果ガスの排出削減を促進

【対象建築物】 床面積の合計が2,000m²以上の建築物の新・増築

【手続き方法】 建築確認申請の際に、府土木事務所へ「排出量削減計画書」を提出
同計画書に府内産木材等の使用量を記載

【府内産木材等とは】 ・府内産木材で、知事が認める機関・市町村が認証をされたもの
・地球環境保全に配慮された木材であることの国際認証を受けた外材

【使用義務量】 防火等の法的規制を踏まえ、木材が利用可能な居室のうち、腰壁部分(高さ1.2m相当)への木材利用を義務づけ

- ・居室は正方形、居室の壁の1/2は窓・扉等で開口部であると仮定
- ・腰壁の高さは1.2m、仕上げ材厚さは4mmと仮定

$$V = 2VA \times 1.2 \times 0.0004 \approx 0.01VA$$

・居室毎に、利用の可否を判定
使用義務量 = $0.01(VA1 + VA2 + VA3 + \dots)$ 各居室の平方根の和を1/100

ただし、外装材や構造材等を含む建物全体で義務量をクリアすれば良い

【除外できる居室】 ・建築基準法施行令の規定により、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃性材料以上としなければならない居室
・機能上、衛生上、壁仕上げに木材を使用することが困難な居室(例えば、浴室、冷凍室、冷蔵庫、手術室等)

【使用実績】 新築35件、増築11件(H24~25) 新築床面積平均7,405m²、1件当たり平均使用義務量3m³(0.0004m³/m²)

参考) 東京都港区「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」について

- ・平成23年10月に区要綱で規定
- ・制度の目的 区内に建てられる建築物等に国産材を使用し、CO₂固定量の増加と森林整備の促進によるCO₂吸収量の増加を図る

【対象建築物】 床面積の合計が5,000m²以上の建築物の新築(5,000m²未満でも自主的に提出可)

【手続き方法】 着工前に、区環境リサイクル支援部環境課へ「国産木材使用計画書」を提出

【対象となる木材】 区と協定を締結した自治体から産出されたもの

(ただし、最大限努力しても調達できない場合は、国産の合法木材でも可)

【使用基準量】 床面積1m²につき0.001m³

認証書の発行に当たり、0.005m³以上で「★★認証書」、0.010m³以上で「★★★認証書」にアップグレード

【使用実績】 27件(H24~25) 床面積平均7,332m²、1件当たり平均使用量34m³(0.0046m³/m²)